

かわにし

vol. 107



麻生区 王禅寺見晴らし公園からの眺望

Index

- 川崎西税務署広報大使レポート2、3
- 第8回通常総会開催の報告4
- 正味財産増減計画書案内5
- 企業紹介6、7
- 川崎西税務署からのお知らせ8、9、10
- 地方税のお知らせ11、12
- コロナ問題コラム13
- 行事予定・新入会員紹介とのお知らせ14、15

PICK UP!

p.2-3

プロボクサー黒田選手の新たな挑戦!!

p.6-7

天文イベント・アストロコネクトの紹介

p.8

コロナ対策納税猶予制度概略

けんたくん★5つの間違いを探せ! 応募して図書カードをGET!



上の2つの絵には5つの間違いがあります。それはどこでしょうか?

正解者の中から抽選で10名様に「図書カード500円分」をプレゼント!

クイズの答えと、「かわにし」のご感想、ご住所、お名前、お電話番号を明記の上、ハガキまたはFAX、E-mailにて7月27日(月)までにお送りください。右記二次元バーコードからもご参加いただけます。

〒215-0036 川崎市麻生区はるひ野1-15-1

リーデンススクエアはるひ野 102号室

FAX : 044-980-4646

mail : info@kawasakinishihojinkai.or.jp



抽選で10名様に

法人会オリジナル

図書カード

500円分

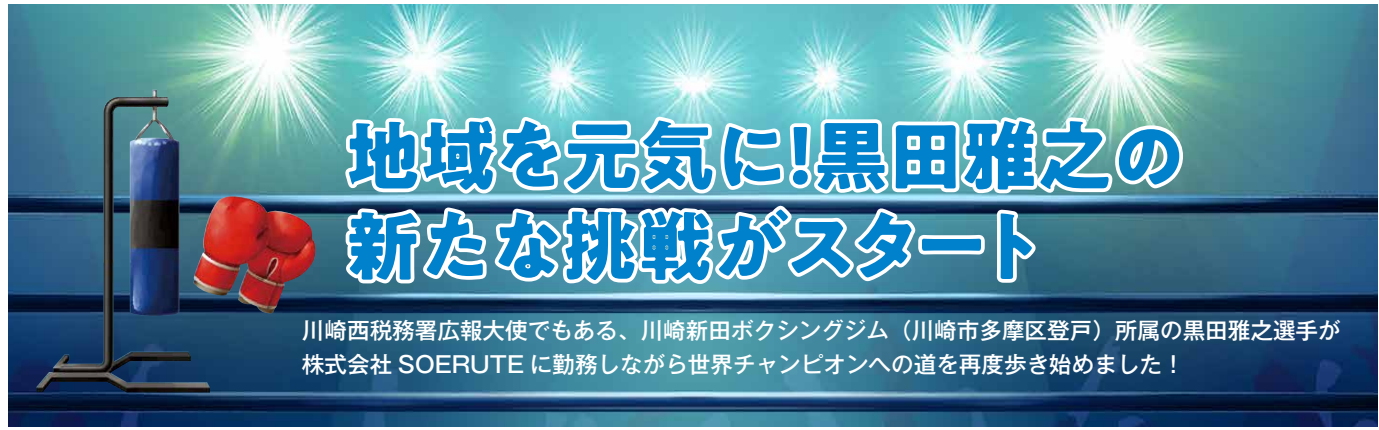
プレゼント!



公益社団法人

川崎西法人会

<http://www.kawasakinishihojinkai.or.jp/>



～外出自粛中の在宅高齢者のフレイル予防向け運動エクササイズ制作に参画～

3度目の世界挑戦を目指して現役続行を表明した、プロボクシング元日本ライトフライ級・フライ級2階級王者黒田雅之選手（33＝川崎新田）。3月30日に東京・後楽園ホールで、10カ月ぶりの再起戦に臨むはずであったが、新型コロナウイルスの影響で中止に。

そんな中、昨年川崎市は深刻な人材不足を解消するために、「生産性向上・働き方改革モデル創出事業」の一環として、夢を追い続けるアスリートや働きたいママを活用する「インターンシップチャレンジ」を実施した。実際に市内の5つの企業が参画し、アスリートやママ達が色々な仕事を体験。様々なポテンシャルに溢れるアスリートやママ達を新しい戦力として雇用する活路が見いだされた。

黒田選手は現役続行を保留とする中、このインターンシップに参加し、高齢者向けサービスでの機能訓練・運動指導を経験。自身のアスリートとしての知識・経験が、地域の高齢者の方々に元気にできることに大変やりがいを感じた。自身の年齢を考えると、次の世界挑戦がラストチャンスであり、セカンドキャリアに真剣に向き合った黒田選手に新たな目標が生まれる。「世界王者を目指しながら、高齢者を始めとした地域を元気にする活動をしたい」と。そんな思いを聞いた黒田選手が所属する川崎新田ボクシングジム会長 新田渉世会長と働き方改革モデル創出事業に採択されたストーリー株式会社 松尾実里氏は、世界王者獲得を目指しながら、黒田選手の新たな挑戦を支える企業探しを開始。そこで見つけたのが（株）SOERUTE（ソエルテ）。麻生区で訪問看護サービスや小規模多機能施設等を運営する企業である。SOERUTEの代表 山上剛史氏は元幹部航空自衛官。家族の介護をきっかけに退官し、同事業を創業。新たな介護福祉医療サービスの在り方を考える異色の経営者である。新田会長、松尾氏ともに山上氏と親交が深かったこともあり、黒田選手の挑戦を伝えたと快諾。正社員として雇用するに至る。

黒田選手は、専門知識を修得するために、在職しながら「介護職員初任者研修」に通うほか、施設における機能訓練補助者として活躍中。また、理学療法士の指導を受けながら、最先端リハビリ器材「モフトレ」を活用した機能訓練・レクリエーションを担当している。

「モフトレ」は、（株）三菱総合研究所と（株）Moffが中心に開発した腕時計型の「Moffバンド」（3Dモーションを計測できるウェアラブル・センサー）を活用することで、データに基づく自立支援に資する機能訓練をリハビリ専門家不在の環境でも容易に実施可能とするものである。高齢者の可動域や歩行動作時のデータをリアルタイムに把握し、体力維持・トレーニングに役立てる器材である。

（株）Moffの土田泰広氏は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題やリハビリ難民といった我が国の社会課題を解決すべく、地域の元気な高齢者等を含む一般住民がリハビリの基礎知識を学べるモフトレ等のICTサービスを活用して地域で活躍できるための医師、理学療法士等の監修による「モフトレ・マイスター（仮称）」という研修プログラム作成・資格化も進めており、黒田選手を同マイスター第一号として養成する予定であると話す。

「フィジカルトレーニング」や「メンタルトレーニング」などトレーニング理論の進歩により、アスリート達の現役期間は延びている。



高齢者にボクシングを活用したリハビリを提供中。



レクリエーションでも活躍の黒田選手。

以前は20台前半に引退を迎える選手が多かったが、現在は、30～35歳位まで続けられるようになり、その結果アスリート達は現役中にセカンドキャリアを考える時代となった。その中で、「モフトレ・マイスター（仮称）」第一号として、地域を元気にしながら再び世界に挑戦する決意をした黒田選手。彼の新しい働き方は、人材不足の企業の救世主となる可能性をも大いに秘めている。

特に、深刻な人材不足に悩まされている介護業界において、黒田選手のようなスポーツアスリートが働き手となり、自身のリハビリに関する知見を活用して介護予防に寄与することは、増大する医療費・介護費の削減にもつながる。黒田選手の挑戦は、夢を追いながら働ける選手、介護事業者、高齢者、予算を捻

出する行政機関、どの立場にとってもwin-winの関係を提供することに間違いない。

この挑戦を進めるにあたって、新田会長、松尾氏、土田氏、山上氏は、選手の働く環境、雇用者の環境等を整備するために綿密に打合せを重ね、今回の雇用につなげた。この挑戦は、介護業界のみならず、人材不足に悩む各業界にも活きるものと4氏は信じてやまない。黒田選手の今後の活躍に期待したい。

黒田選手は、4月から本格的にモフトレを活用したリハビリを施設でスタートさせる予定であったが、緊急事態宣言が発令され、勤める「小規模多機能 支え合い」も通いサービスを中止することになり、リハビリの提供は延期となった。そのような状況の中、黒田選手



自宅で療養されるご利用者様へリハビリビデオを提供する黒田選手。



SOERUTE代表山上氏と撮影。

SOERUTEの山上氏は、「元々のポテンシャルが高いスポーツアスリートの雇用について、今までコーディネートする人がおらず、優秀な人材が埋もれていたように思う。その可能性をコーディネートしてくれたのが松尾さんだった。」と話す。2人は黒田選手の採用後も新たなスポーツアスリートの雇用創出を模索している。山上氏のように、スポーツアスリートの雇用に興味がある方は、ぜひ松尾氏にご相談を。

ストーリー株式会社代表取締役 松尾実里
TEL.044-440-7018 Email: matsuo@story-kawasaki.com





ご利用者のみならず、ご家族にも温もりのある優しい手を添える看護・介護

当社では、会社名に込めた「添える手」をモットーに、川崎市および近隣のご利用者様を対象に、訪問型サービスとして「訪問介護」「訪問看護」「居宅介護支援」の3つのサービス、施設型サービスとして「小規模多機能 支え合い」と「グループホーム つなぐ」の2つを運営しております。訪問部門は、ケアマネージャーを中心にご利用者様の看護、介護、リハビリのニーズに応える仕組みを構築し、看護師、理学療法士、介護士によるトータルケアの提供を。

施設部門はご利用者様の生活を第一に考え、安心した生活を送ることができる「グループホーム つなぐ」と「通い」「訪問」「宿泊」サービスを提供する「小規模多機能 支え合い」を運営し、支援しております。

株式会社 SOERUTE（ソエルテ）
【訪問看護、訪問介護、居宅介護支援
小規模多機能、グループホーム】
本社：〒215-0003 麻生区高石 4-16-21-607
施設：〒215-0033 麻生区栗木 3-6-20
044-819-5220
✉ info@soerute.net
https://www.soerute.co.jp



第 8 回通常総会が開催されました

令和2年6月17日(水)に通常総会が開催され、上程1議案が提案通り承認されました。

日時 令和2年6月17(水)午後3時30分より
会場 ホテルモリノ新百合丘



第8回通常総会

通常総会

鈴木会長が法人会を代表して、ご参加と日頃のご支援に対する御礼、および活動実績を踏まえて一層の努力を傾注すること、並びに事業活動等の活性化を要旨とする抱負を述べるとともに今後一層のご支援をお願いする旨の挨拶を行いました。

その後、欠席となりました川崎西税務署 杉浦健署長からいただきました挨拶文代読、議長選出、定足数報告、議事録署名人指名と続き、報告事項と決議事項に入りました。

報告事項

- 1.令和元年度事業報告の件 2.令和2年度事業計画の件 3.令和2年度収支予算の件



鈴木会長

決議事項

議案

令和元年度収支決算報告承認の件<監事監査報告>を上程、満場一致で原案通り可決承認されました。



受付時の体温チェック

※今年度の通常総会は新型コロナウイルスの国内感染拡大を鑑み、規模を縮小して開催し、交流懇親会は中止といたしました。

令和 2 年度事業計画書概要

《事業活動基本方針》

川崎西法人会は、『税のオピニオンリーダーとして国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体』との法人会の「理念」に則り、「健全な納税者の団体」であると同時に、「よき経営者をめざすものの団体」として、納税意識の向上と会員企業の繁栄並びに地域社会の健全なる発展に貢献し、なお一層の法人会活動充実のために組織・財政基盤の強化（会員増強）、事務局の強化および福利厚生制度の推進により、公益社団法人として社会的使命を果たすことに努めてまいります。

《重点実施事項》

1. 公益社団法人として公益事業への積極的な取組み ※公益目的23事業への理解（23事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する）
2. 会員増強運動による組織の強化とブロック・委員会・部会活動の活性化
3. 健全な納税者の団体として、納税意識の高揚と税務行政への協力と税制への建設的提言活動
4. 税務コンプライアンス向上のための「自主点検シート」の利用促進

《主な事業活動》

1. 税知識の普及と納税意識・納税道義の高揚並びに財政・税務の調査研究・提言に関する事業
2. 地域中小企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業
3. 地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする事業
4. 会員相互の情報交換並びに交流に関する事業、経営支援事業及び入会促進に関する事業等を推進してまいります。
5. 法人会管理運営事業

上記の事業活動を推進してまいります。

令和元年度正味財産増減計算書概要（平成31 年4月1日～令和 2 年3月31日）

大科目	当年度	前年度	増 減	大科目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				2. 経常外増減の部			
1. 経常増減の部				(1) 経常外収益計	0	0	0
(1) 経常収益				(2) 経常外費用計	4	0	4
基本財産運用益	500	500	0	固定資産売却損	4	0	4
受取会費	15,683,400	15,744,075	△ 60,675	当期経常外増減額	△ 4	0	△ 4
事業収益	419,076	779,860	△ 360,784	3. 他会計振替額	0	0	0
受取補助金等	11,681,530	11,063,230	618,300	税引前当期一般正味財産増減額	1,752,916	3,369,039	△ 1,616,123
受取負担金	4,271,153	4,669,195	△ 398,042	法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
雑収益	1,322,525	1,611,888	△ 289,363	当期一般正味財産増減額	1,682,916	3,299,039	△ 1,616,123
経常収益計	33,379,051	33,868,748	△ 489,697	一般正味財産期首残高	72,710,113	69,411,074	3,299,039
				一般正味財産期末残高	74,393,029	72,710,113	1,682,916
(2) 経常費用				II 指定正味財産増減の部			
事業費	25,983,203	26,091,149	△ 107,946	受取全法連助成金	9,995,200	9,685,700	309,500
管 理 費	5,642,928	4,408,560	1,234,368	一般正味財産への振替額	△ 9,995,200	△ 9,685,700	△ 309,500
経常費用計	31,626,131	30,499,709	1,126,422	当期指定正味財産増減額	0	0	0
当期経常増減額	1,752,920	3,369,039	△ 1,616,119	指定正味財産期首残高	0	0	0
				指定正味財産期末残高	0	0	0
				III 正味財産期末残高	74,393,029	72,710,113	1,682,916

※「前年度」は平成 30 年度正味財産増減計算書概要になります

令和 2 年度正味財産増減計算予算書概要（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

大科目	本年度	前年度	増 減	大科目	本年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				2. 経常外増減の部			
1. 経常増減の部				(1) 経常外収益計	0	0	0
(1) 経常収益				(2) 経常外費用計	0	0	0
基本財産運用益	500	500	0	3. 他会計振替額	0	0	0
受取会費	15,750,000	17,000,000	△ 1,250,000	税引前当期一般正味財産増減額	467,950	721,348	△ 253,398
事業収益	772,600	772,600	0	法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
受取補助金等	11,354,300	11,068,800	285,500	当期一般正味財産増減額	397,950	651,348	△ 253,398
受取負担金	6,411,350	5,432,500	978,850	一般正味財産期首残高	64,811,256	64,811,256	0
雑収益	715,400	715,400	0	一般正味財産期末残高	65,209,206	65,462,604	△ 253,398
経常収益計	35,004,150	34,989,800	14,350	II 指定正味財産増減の部			
				受取全法連助成金	10,080,700	9,995,200	85,500
(2) 経常費用				一般正味財産への振替額	△ 10,080,700	△ 9,995,200	△ 85,500
事業費	29,119,700	27,806,544	1,313,156	当期指定正味財産増減額	0	0	0
管理費	5,416,500	6,461,908	△ 1,045,408	指定正味財産期首残高	0	0	0
経常費用計	34,536,200	34,268,452	267,748	指定正味財産期末残高	0	0	0
当期経常増減額	467,950	721,348	△ 253,398	III 正味財産期末残高	65,209,206	65,462,604	△ 253,398

※「前年度」は令和元年度正味財産増減計算予算書概要になります

法人会会員 地域の元気な 企業 紹介

多摩区

株式会社アストロコネクト

<業務内容>「宇宙・天文」イベントの企画・運営
〒214-0008 川崎市多摩区菅北浦2-17-8
TEL:044-299-9009
https://www.astro-connect.com



株式会社アストロコネクト 代表取締役 荒井 大作氏。

宇宙と人をつなぎ、感動を呼び起こす体験を少しでも知ってもらいたい。

代表の荒井さんは大学院卒業後、光学機器メーカーに入社後、Nikonへ転職し、デジタルカメラのレンズ設計・商品開発・新規事業企画などに携わり、その後独立して昨年9月に「株式会社アストロコネクト」を立ち上げる。

「株式会社アストロコネクト」は、個人・法人に関わらず、さまざまな「宇宙・天文」イベントの企画・運営を行う会社。また、天体観察における施設や機材に関する知識・ノウハウを活かした支援、施設や機材のメンテナンスの他、必要な機材の選定から商品開発まで幅広く活動している。

荒井さんは、小さい時から星が好きで、高校生の時に天文部に所属。学校のイベントで月1回天文講座を実施していた。星の解説や説明、天体望遠鏡で星を観察することを参加してくれたお子さんや、保護者の方、ご年配の方たちに「心から楽しんでいただけたこと、たくさんの方の笑顔がみられたこと」が心に残っており、この活動をいつかなんらかの形で展開したい考えていた。Nikon勤務時もボラ

ンティアで高校や団体などの天文イベントを手伝っているうち、いつしか「自分たち大人がもっと子供たちの未来に力を尽くすべきではないか」、「もっと自分にしかできないことがあるのではないか」という気持ちが抑えられなくなり、一大決心。18年間勤務していたNikonを退社し、わずか1ヶ月後には「株式会社アストロコネクト」を立ち上げる。

設立当初、星のことをもっとたくさんの人に知ってもらいたいと考える。星座は小学校の授業などで学ぶものの、なかなかその先、星に興味を持ってもらう機会が、よほど好きな人でない限りないことをなんとかしたいと思い、「オンラインプラネタリウム」サービスを開始する。科学館まで行って解説員の説明を聞くのが従来の「プラネタリウム」。アストロコネクトでは、宇宙の面白さや楽しみ方を自宅で楽しめるYouTubeライブ配信サービス「オンラインプラネタリウム」を開始。パーソナリティーと解説員とのやり取りをライブ配信で聞きつつ、ライブ視聴者は、質問してみたいこ

と、聞いてみたいことがあれば、その場で直接コメントをパーソナリティーに送ることができる。パーソナリティーが視聴者からのコメントを番組内で取り上げることで、従来とは違った「双方向コミュニケーション型プラネタリウム」を実現。

立ち上げの段階でフジテレビ「めざましテレビ」で取り上げられ、第1回目の配信では約2,800人の視聴があり、いまではこの第1回の再生回数は2万回を超え、その後も定期的に毎週金曜日の21時に配信を行っている。

また、荒井さんはもっともっと星のことをいろんな人に知ってもらいたいという想いで、「星空案内人」（星のソムリエ）という資格を取得。（星空案内人資格認定制度運営機構が管理・運用する商標で天文学の知識、星座探しや、天体望遠鏡による観察の技能、星座の解説、天体望遠鏡や双眼鏡を使っての星空紹介ができる知識と技術を習得し、認定される）地方自治体主催の星空観察ツアーや天文講座・天体写真講習会などの企画・運

営支援や自治体・地域の方が望む「理想の地域」につながる、中長期の各イベントの提案、地域活性化のための新しいイベントを実施。

学校や施設向けには、実際に自分の目で見て、聞いて、体感する「本物に触れる」教育に加え、ICT教育（パソコンやタブレットなどを活用した教育）とも連携したサポートを行う。宇宙・天文について最先端の研究や開発に携わっている方を講師として迎えた天文講座・天体写真講習会などの企画・運営支援や、室内にて投影を行う天井プラネタリウムによる天文教室を開催。さらに、天体望遠鏡を使用した天体観察会も行う。

また、小学生を対象とした「ジュニア天文教室」のノウハウと元エンジニアの知識を活かした、小学生を対象としたプログラミング教室の運営もしており、初めてのお子様向けの「初心者コース」と、プログラミングを学び、無線で操作できる車の作りを学びながら月面ローバーを目指す「目指せ宇宙！ローバーコース」の2つのコースがある。

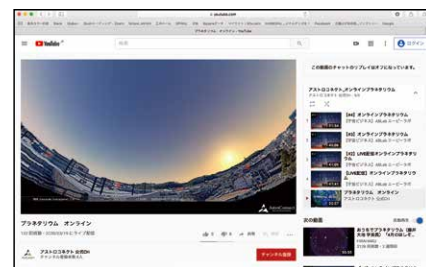
星についての魅力を荒井さんは「天体観測や星、宇宙に関しては、学力やスキル、子供も大人も関係なく、皆同じ目線で話せることに魅力があります。宇宙のことはまだ全体の5%のことはしかわかっていないといわれています。それを自由な発想で「こんなことは可能か」と話しあうことが楽しい。だれにも「そんなことは無理だ」とは言えませんか」と



ハヶ岳での天体観測イベント

笑顔で語ってくれた。

コロナウイルス感染防止の観点から今はまだ自粛ムードの感覚が残っているかとは思いますが、少しずつ緩和され、事業の展開が可能となれば、川崎西法人会の会員企業様の中にも、集客イベントをご検討されるケースも多々あるかと思います。室内で実施できる「天井プラネタリウム」はじめ、集客イベントに関わる相談もできるので、ご興味ある企業様は、一度相談されてみてはいかがでしょうか。



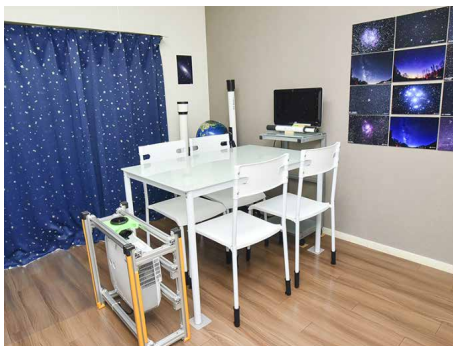
オンラインプラネタリウム

検索

オンライン
プラネタリウムは
こちらから
ご覧いただけます



天井プラネタリウムイベントを実施。



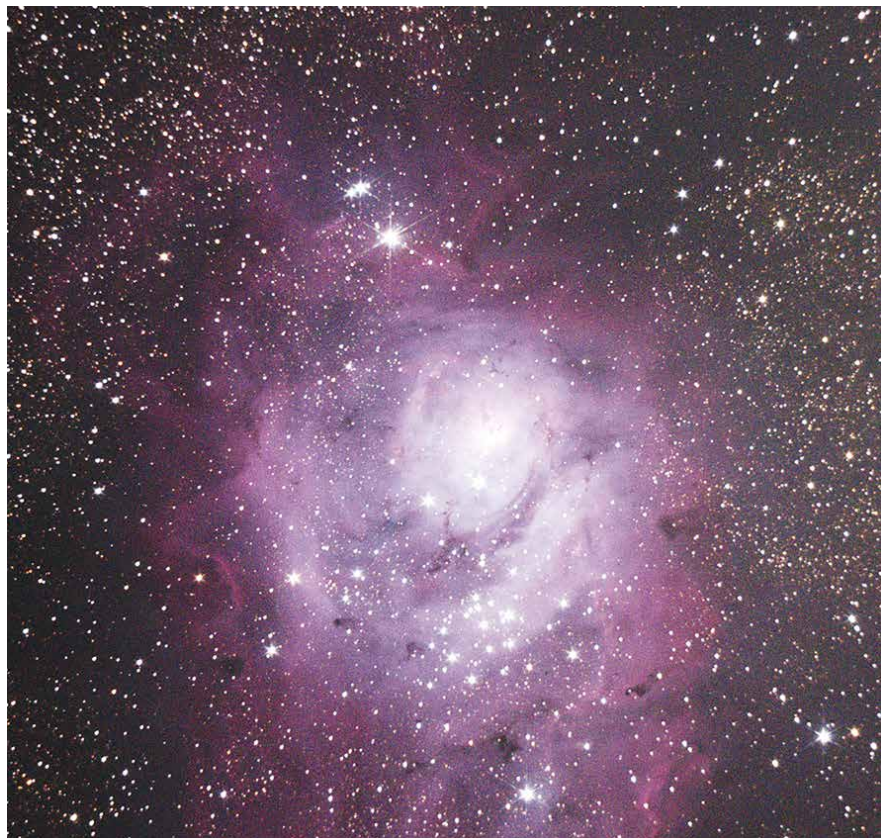
事務所には望遠鏡や天井プラネタリウムの設備が整っている。



小学生のためのプログラミング教室の講師も。



M42_オリオン大星雲。



M8_いて座の散光星雲(干潟星雲)

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、**国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。**

○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思。
- ・ 納期限から6か月以内に申請がある。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

- 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。
 - ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納税することが困難であること。
- 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から2か月間に限ります。）。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条

令和2年4月

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」をご利用ください。

【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く。）

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

電話番号はこちら



猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxを利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センターにお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は納期限までに申請が必要です。
（注）法律の施行から2か月間は納期限後であっても申請できます。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。
（注）現行猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。

税務署において所定の審査を迅速に行います

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し付けください。

【ケース1】 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税の詳細については、総務省のホームページをご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

国税庁では社会人経験者を募集しています！

Pride of the Specialist

～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修後、各国税局（国税事務所）が管轄する税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

◇ 試験概要 2020年度の試験概要については、令和2年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。

◇ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係（Tel 03-3542-2111 内線 2162）

【参考：平成31年度の実施状況】

◇ 最終合格者数（全国）：227名

◇ 受験資格 平成31年4月1日において、大学等（短期大学を除く。）を卒業した日又は大学の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

◇ 試験日程

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 受験申込受付期間 | 8月中旬 |
| (2) 試験実施期間 | 9月から12月まで |
| (3) 最終合格発表 | 12月下旬 |

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

無担保・延滞金なし

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、最長1年間、県税の徴収の猶予を受けることができます。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（法人個人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる県税

● 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する法人県民税、法人事業税、個人事業税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。

猶予期間

● 最長1年間（予定・中間申告による法人県民税・法人事業税等は確定申告書の提出期限までの期間）

申請手続等

● 納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。

● 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

（注）申告納付税目（例：法人県民税、法人事業税等）は、申告を行った上で申請手続が必要になります。

申請書様式はこちらのページに掲載しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a010/038.html#nouzei_yuuyo



問合せ先

高津県税事務所納税課 (044)833-1231

大法人のみならずへ

エルタックスによる電子申告が義務化されます！

■大法人の電子申告義務化の概要

平成30年度税制改正により、一定の法人が提出する法人住民税及び法人事業税の納税申告書（申告書の添付書類を含む。）については、電子情報処理組織を使用する方法（eLTA）により提供しなければならないこととされました。

■対象となる法人

次の内国法人が対象となります。
① 事業年度開始の日において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
② 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■対象税目

法人市町村民税、法人都道府県民税
法人事業税、特別法人事業税（国税）

■適用日

令和2年（2020年）4月1日以後に
開始する事業年度から適用

■対象手続

確定申告書、中間申告書及び修正申告書

■対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものと
されている書類のすべて

■電子申告せず、書面で申告した場合

電子申告義務化対象となる法人が、法定申告期限までにeLTAにより電子申告せず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。

■災害その他の理由により電子申告ができない場合

インターネット回線の故障、災害その他の理由によりeLTAで電子申告ができない場合は、あらかじめ提出先地方公共団体の長に申請し、承認を受けることで、書面により申告書を提出することができます。（国税において、電子申告が困難と認められ、書面による申告書提出が承認された法人等については、地方公共団体の長の承認は不要。）
なお、eLTA障害時は、総務大臣の告示により、全国統一で書面による申告書の提出や申告期限の延長が認められる場合があります。

電子申告義務化についての詳細は、
eLTAホームページをご覧ください。

eLTAホームページは
令和元年9月24日に
リニューアルしました！

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



◆本広告は、地方税共同機構が作成した電子申告義務化に関するお知らせを、川崎市が再構成し掲載したものです。

コロナ問題ー情報に惑わされない暮らし方

産業カウンセラー 柏木勇一

【筆者紹介】 柏木勇一（かしわざ・ゆういち）

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。



◆SNS 時代の教訓が明らかに

2020年の年明けは、東京オリンピック・パラリンピックの年として、希望をもって迎えたはずでした。ところが新型コロナウイルス感染拡大で世界中が混乱し、オリンピックは延期になりました。そして緊急事態宣言。この文章を読んでいる時点での皆さんの職場やご近所、家庭はどうなっていますか？今後のことは誰にも予測ができません。

あるIT系企業の人事部から、「社内でも不安と動揺が広がっている。基礎疾患の疑いがなく、糖尿病や高血圧症状がない人でも感染する現実になっている。当然仕事にも影響する。社内でどう説明し、どう対応すべきだろうか」という相談を受けました。現実はこの会社は、可能な部署では在宅勤務でのテレワークを進めていることが分かりました。
多くの人々の不安の背景には、メディアやネット情報に振り回されたことが指摘されています。あえて今回の出来事を「情報騒動」と表現します。ここに教訓があるからです。

テレワーク



◆コロナウィルスとメンタルヘルス

3月中旬、世界保健機構（WHO）が、コロナウィルス蔓延中のストレス対処方法を公にしました。「このような危機に直面した時、だれでも悲しみや恐怖、怒りを感じるのは当然」として、4つに絞れば、①信頼できる人と話す。家族や友人とメールや電話で情報交換することもいい
②自宅で過ごさなければいけない場合は、健康的な生活スタイル、食事や睡眠、適度な運動を心がける
③喫煙や飲酒は要注意
④事実（ファクト）をちゃんと把握し、正しい情報と知識を持てば適切な対処行動をとることができる—と呼びかけたのです。このうち、④として示された項目、正しい情報と知識こそが、今回の教訓と言えます。
この教訓に関連して、スマホを手離せなかった同僚の30代女性カウンセラーがデジタルデトックス、つまりスマホから離れた生活体験をして有意義だったことを明かしてくれました。「デジタルデトックス」とは、パソコンやスマホなどデジタル機器やインターネットから距離を置くことです。デトックスとは、体内に溜まった毒物を排出すること、日常的に心身に溜まったストレスや疲労を取り去ることを意味します。

ストレス解消



◆情報過多の時代、スマホ依存にならないように

年代や仕事内容によっては、長時間スマホやパソコンに触らないで過ごす人もいます。同僚は、休日を利用した数日間の旅行中、スマホから離れました。ふだんの仕事ではスマホ密着です。最初は不安でしたが、結果は、心身が休まり、本来の人間の身体に合った過ごし方をしたことでスッキリしたと語っています。オンとオフを切り替えることの大事さが分かっているながら、実際は実践していなかったことにも気づきました。
デジタルデトックスを実践している方は最近増えており、心身の正常な状態を自分で取り戻す効果を体験しています。楽しくスマホを使っている場合は問題ないのですが、楽しむはずなのに疲れてしまった場合は危険信号。スマホ中毒・依存になる前に止めなければいけないでしょう。手書きで日記をつける、メモをとる、紙メディア（例えば新聞）に接する、などの効果も再確認されています。
新型コロナウイルス拡大のニュースが毎日のように報道され、落ち着かない日々を送られている方も多いと思いますが、情報洪水の世界での上手な生き方の一端を説明しました。日々スマホが手離せないというIT系企業人事部の方にも納得してもらいました。

スマホ依存…



令和3年（2021年）
1月提出分から

給与支払報告書等のeLTA又は光ディスク等による
提出義務基準が引き下げられました！

概要

令和3年（2021年）1月以後提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、前々年における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の枚数が1,000枚以上（改正前：1,000枚以上）であるときは、eLTA又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

例えば、平成31年（2019年）1月に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が110枚の場合、令和3年（2021年）1月の給与支払報告書は、**eLTA又は光ディスク等により提出**する必要があります。

	平成31年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）・・・
源泉徴収票	給与所得の源泉徴収票 110枚（紙提出）	給与所得の源泉徴収票 110枚（紙提出）	e-Tax 又は 光ディスク等による提出 義務化
給与支払報告書	給与支払報告書（紙提出）	給与支払報告書（紙提出）	eLTA 又は 光ディスク等による提出 義務化

留意事項

○給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の光ディスク等の提出については、国税庁ホームページの「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。
国税庁ホームページ：http://www.nta.go.jp/index.htm

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

◆本広告は、地方共同機構が作成した給与支払報告書の提出義務基準の変更のお知らせを、川崎市が再構成し掲載したものです。

給与支払報告書・源泉徴収票の
提出は **eLTA** で!!!

eLTAを利用することで、給与支払報告書と給与所得の源泉徴収票を一括して作成し、一元的に送信することができます。



詳しくは、eLTAホームページをご覧ください。

eLTAホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAの利用時間	8:30~24:00 （土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く。） ※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけません。
メールによるお問い合わせ	eLTAホームページの「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。
電話によるお問い合わせ	受付時間 9:00~17:00 （土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く。） 0570-081459（ヘルプデスク） 03-5521-0019（上記の番号でつながらない場合）

行 事 名	開 催 日	時 間	会 場 等
☆新設法人説明会 共催	2年8月4日(火)	14:00～16:30	川崎西税務署3階会議室
	2年10月1日(水)	14:00～16:00	
☆決算法人説明会 共催	2年8月5日(水)	14:00～16:30	川崎西税務署3階会議室
	2年10月2日(金)	14:00～16:00	

※「☆」の付いている事業は一般の方も歓迎します。

お申込は法人会事務局までお願いいたします。

法人会事務局 TEL：044-980-4131・mail：info@kawasakinishihojinkai.or.jp

新入会員紹介

令和2年3月～5月

ブロック名	法人名	代表者名	業 種	所在地	電話・URL
生 田	川崎信用金庫 読売ランド駅前支店	綱島 直紀	金融業	川崎市多摩区西生田3-9-26	044-952-2330
麻 生	合同会社mana	秋場 史康	柔道整復	川崎市麻生区百合丘1-15-3	044-328-9683 http://www.manaseikotsu.com/
麻 生	ジェノ&フェノサイエンス株式会社 (G&Pサイエンス株式会社)	今度 理恵子	製造販売(小売・卸)・ サービス	川崎市麻生区上麻生 6-18-2 カーサヴェルデ麻生202	050-3662-9830 http://diarosa.urdr.weblife.me/
麻 生	グローバルアクト	今井 雄也	広報支援、コンサルティング、 SDGs導入コンサルティング	川崎市麻生区上麻生5-9-10-325	090-2528-8918

日本料理

柏屋

*ランチタイム 11:30～13:30
*ティータイム 13:30～14:30
*会席プレート 17:00～19:30(要予約)
定休日 毎週月曜日
川崎市多摩区登戸 3506 RIVERSIDE POINT 2 階
TEL044-911-3191(代)

水銀灯に代わる照明 無電極ランプ

1/3 の消費電力 60,000 時間の長寿命 水俣条約クリア照明

節電照明はニッケン

メール便・ポスティングもお任せください!

株式会社ニッケン石橋

川崎市多摩区堰 1-15-30

www.nikkenmailbin.co.jp TEL044-829-5614

1484

nikken

無料法律相談

1. 相 談 日 毎月第4水曜日

2. 開催時間 14:00～17:00

3. 場 所 川崎商工会議所 多摩支所 多摩区登戸 2102-1 (第2井上ビル2階)
川崎商工会議所 麻生支所 麻生区万福寺 1-12-7 (山田ビル3階)

4. 相 談 員 担当弁護士

【令和2年の相談日】 ■7月 22 日(水) (場所は麻生支所)
■ 8 月 26 日(水) ■ 9 月 23 日(水) (両日とも場所は多摩支所)

※予約制につき、川崎商工会議所 麻生支所 (044-952-1191) にてご予約を受け付けています。
※商工会議所のご協力により、**法人会会員が利用できます。**

法律

無料融資相談

1. 相 談 日 随時 (事前予約制)

2. 開催時間 9:00～17:00

3. 場 所 川崎商工会議所 多摩支所 多摩区登戸 2102-1 (第2井上ビル2階)
川崎商工会議所 麻生支所 麻生区万福寺 1-12-7 (山田ビル3階)

4. 相 談 員 川崎商工会議所 職員

※予約制につき、川崎商工会議所 麻生支所 (044-952-1191) にてご予約を受け付けています。
※商工会議所のご協力により、**法人会会員が利用できます。**

¥

川崎西法人会会員様ご優待のお知らせ

PET-CTがんドックのおすすめ

川崎西法人会会員様の提携医療機関としてご利用できます。先進医療とセカンドオピニオンで信頼を寄せられている専門医を数多く擁する総合病院のPET-CTがんドックです。早目のご予約を、お待ち申し上げます。



◆PET検査の特長◆

早期発見・全身検査・悪性度を診断・治療診断・高い安全性

- ・正常細胞と異常細胞(がん細胞等)を区別する手段として、形の変化ではなく「代謝」という全く新しい概念が用いられた画像診断検査です。検査時に陽電子を放出する薬を注射して、体の中で薬が集まる様子を撮影します。
- ・月曜日～土曜日に受診できます。(祝祭日は除く) ※毎週水曜日は女性専用受診日です。PET-CTがんドックは、受付より終了まで約3時間程です。(基本コースのみの場合) ※6時間前より飲食制限あり
～ PET-CTがんドック受診の皆様には、当院レストランにて昼食をご提供しております。(13:30以降の受診者除く) ～

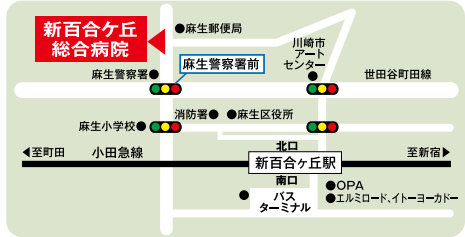


◆こんな方におすすめです◆

PET-CTがん検診の積極的な対象は、中高年者(特に50歳以上)にお勧めします。
※但し、遺伝的に高い発癌リスクを有する方は、この限りではありません。
“がん”の家族歴、喫煙などの危険因子を有するハイスリクな方に重点的にお勧めします。

◆安心のフォロー体制◆

検診結果に対する診療は、専門医による診療が受けられます。
脳検査(オプション)は、当院の専門医が判定を行い、検診後の外来診療もできます。



南東北グループ 医療法人社団 三成会

新百合ヶ丘総合病院

〒215-0026 川崎市麻生区古沢都古255

☎0120-700-098



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で
会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
新横浜支社/
神奈川県横浜市港北区新横浜3-18-3(新横浜KSビル8F)
TEL 045-471-2301

AIG AIG損害保険株式会社
横浜支店/
神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル8F)
TEL 045-471-7541



国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続が
インターネットで
行えます。

電子申告で効率UP!

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1カ月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

▶ 添付書類の提出省略
還付がスピーディ



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

[イータックス](#)
[検索](#)

編集後記

時は早、春を過ぎ、瞬間に梅雨の季節を迎えました。これは何時もの事でもあり、何の変哲の無い事でもあります。ただ今年は新型コロナウイルスと言う厄介な感染症により、日常生活が一変せざるを得ない状態に陥っています。このような状況下に、毎日窮屈でストレスも積み重なって来ようかとは思いますが、今まで以上の強い前向きな心を持ち、このウィルスに打ち勝って参りましょう。

ここに今回も、かわにし Vol.107 を皆様のもとにお届けさせて頂きました。皆様方の何か一つの希望の一冊となる事を願って。

広報委員会 副委員長 青木 弘

公益社団法人川崎西法人会広報委員会

川崎市麻生区はるひ野 1-15-1 リーデンススクエアはるひ野 102 号室 TEL 044-980-4131 FAX 044-980-4646

E-mail info@kawasakinishihojinkai.or.jp